

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令
の一部を改正する政令案要綱

1. 報復関税に係る対象品目を変更することに伴い、政令の題名を変更することとする。(題名関係)
2. 報復関税に係る対象品目及び税率を変更することとする。(別表関係)
3. 平成24年8月31日に適用期限が到来する報復関税について、その適用期限を1年延長することとする。(第1条及び第2条関係)
4. この政令は、平成24年9月1日から施行することとする。